

くらしのほっと通信

エステ・美容医療

受けていない施術があるのに返金されない!?

脱毛エステの契約をした



エステ契約書
〇〇年〇月〇日

〇〇〇様

脱毛エステ(全身コース:12回)
40万円(金利14.5%、36回払い)

初回支払額 16,180円(●月25日引落)
2回目以降 13,700円(毎月25日引落)

総支払額 495,680円

契約期間 1年間(※永久施術保証)

●×サロン
住所:名古屋市中区栄1丁目23-13
担当者:〇〇(tel.052-〇〇〇)

この書面を受け取ってから8日間は、クーリング・オフができます。

契約期間は1年間だけど、期間が過ぎても施術は受けられるから、安心して!



ローン契約書
〇〇年〇月〇日

〇〇〇様

勤務先:●×株式会社
年収:260万円

脱毛エステ(全身コース:12回) 40万円
(金利14.5%、36回払い)

初回支払額 16,180円(●月25日引落)
2回目以降 13,700円(毎月25日引落)

総支払額 495,680円

支払期間 3年間

●×クレジット
住所:●●市●●1-23-13
担当者:〇〇(tel.052-〇〇〇)

ずっと施術できるなら、この価格でもお得かも…

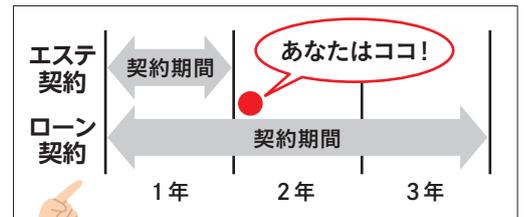


忙しくなり通えないまま、一年が過ぎた



通えないのでもうやめます。受けていない分を返金してください。

契約期間が終わっているので返金できません。



契約期間内であれば中途解約ができ、受けていない施術分は返金されます。

あと2年、ローンの支払いだけが続くことになってしまった…



エステ、美容医療を選ぶときは

- 長期にわたって通えるか、よく検討する
- 事前にカウンセリングを受け、**リスクや副作用についても十分に説明**を求める
- **技術が確かな**サロンを選ぶ
- 行ったその日に、契約をしない
- 不要なら、**きっぱり断る**

倒産のリスクもあります

店舗・クリニックの評判や、施術についての情報を事前に集め、比較検討して選びましょう。

エステなのにクーリング・オフできない!?

ネイルサロンで痩身エステ店の無料クーポンをもらったので、体験に行った



〇脚が、キレイになるわよ

今やらないと、将来大変なことになるかも!



10万円のところ、今日契約するなら、8万円にしておくわ

断り切れず契約したが、やっぱりやめたい



昨日、契約しましたが、クーリング・オフします

契約期間が1か月なので、クーリング・オフはできません



特定商取引法の対象となるエステ・美容医療とは

エステ

「脱毛」「痩身」「美白」など、皮膚をきれいにする、体型を整える、体重を減らすための施術

美容医療

「脱毛」「にきび・しみ・そばかす・ほくろなどの除去等」「しみ・たるみの軽減」「脂肪の減少」「歯牙の漂白」の5つの医療行為

上記のうち、1か月を超える期間で5万円を超える契約

特定商取引法の適用を受ける

クーリング・オフ※1
(契約書面受領後8日間)

中途解約
(契約期間内)

※1 契約書を受け取って8日以内に通知を出せば、無条件で解約できる

金額が8万円でも、契約期間が1か月では、クーリング・オフも中途解約もできないのね…

利用のご案内

消費生活相談

☎ 052-222-9671

●月～土曜日(祝休日、年末年始を除く)
●9:00～16:15

※架空請求、多重債務に関する相談等も受付しています

消費者ホットライン

☎ 局番なしの188

●年末年始を除く毎日

お近くの消費生活相談窓口につながります

くらしの情報プラザ

くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。

開館時間 ●月～土曜日 ●9:00～17:00

祝休日、年末年始を除く

☎ 052-222-9677

名古屋市消費生活センター

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

TEL(052)222-9679 FAX(052)222-9678

URL <https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/> 名古屋市消費生活センター 検索



Twitterでも

情報発信中!



●地下鉄「伏見」⑥番出口から南へ350m
●地下鉄「大須観音」④番出口から北へ450m
※公共交通機関をご利用ください。

チラシの内容の無断転載をお断りします。

2023年5月発行